

# 基本計画

---

## 1 目的

- ◆ 基本計画は、「豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむ」の基本理念を実現し、本市教育の一層の振興を図る上から、中長期的かつ総合的な展望を持ち、より実効性のある教育改革を計画的・体系的に進めるため、基本構想に示した6つの基本方針に係る具体的施策及び取組内容等を明らかにするものです。

## 2 期間

- ◆ 基本計画の期間は、2017(平成29)年度から2019年度までを「第Ⅰ期」、2020年度から2024年度までを「第Ⅱ期」とします。

なお、2020年度からの第Ⅱ期基本計画については、第Ⅰ期基本計画の進捗状況、国や県の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しを図ります。

## 3 指標

- ◆ 本計画において、学校、家庭、地域と行政が連携・協働して取り組むさまざまな具体的施策の進捗について、市民に分かりやすく示すため、計画の中間年度である2019年度及び最終年度である2024年度に目指す姿としての指標を設定しています。

なお、指標は、原則的に数値で設定していますが、取組の特性により、数値で表せない場合もあります。

※ 指標等において「小中学校」と表記のある場合は、「義務教育学校」を含みます。  
また、「小学校」とある場合は、義務教育学校の前期課程（第1学年から第6学年）、「中学校」とある場合は、義務教育学校の後期課程（第7学年から第9学年）を含みます。

## 4 点検・評価

- ◆ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、本教育ビジョンに示した主な取組について年度ごとにその進捗状況を点検・評価し、各施策の展開の仕方について、必要な見直しを図ります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律〔1956(昭和31)年法律第162号〕

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 5 重点施策の体系（構成図）

〈基本方針〉

〈重点施策〉

### 1 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

- (1) 生きる力をはぐくむ教育活動の展開
  - 小中一貫教育の推進
  - 確かな学力の向上
  - 豊かな心の育成と社会の変化への対応
  - 健やかな体の育成と健康・安全教育の推進
- (2) 学校の創意工夫による教育の充実
- (3) 個に応じた教育活動の充実
- (4) 幼児教育の充実

### 2 子どもたちの学びを支える教育環境の充実

- (1) すべての子どもの学びの保障
- (2) 時代の変化に対応した教育環境の整備
- (3) 教職員の指導力の向上
- (4) 地域と連携した取組の推進

### 3 社会教育の推進と生涯学習の振興

- (1) 生涯学習支援体制の充実
- (2) 学習機会や内容の充実
- (3) 地域活動の充実
- (4) 地域における子どもの健全育成

### 4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

- (1) 美術の振興と発信
- (2) 文化財の保護・保存・活用

### 5 スポーツの振興

- (1) 生涯スポーツの振興
- (2) 競技スポーツの振興
- (3) スポーツを指導・支援する人材の育成
- (4) スポーツ施設の整備
- (5) スポーツを通じた地域活性化

### 6 人権を尊重する社会づくりの推進

- (1) 学校教育における人権・同和教育の推進
- (2) 社会教育における人権・同和教育の推進
- (3) 人権啓発の推進

## 6 施策の展開

### 基本方針1 ▶ **生きる力をはぐくむ学校教育の充実**

教育は人格の完成を目指して行われるものであり、子どもたち一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、将来にわたって幸福でより良い人生を送ることができるようにすることが大切です。

このため、人格形成の基礎を培う幼児期の教育においては、質の高い教育・保育を総合的に提供することが重要です。また、小中学校においては、子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成することが重要な課題となっています。

そこで、各学校の子どもや地域の実態を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある学校づくりを推進するとともに、学校、家庭、地域などの子どもを取り巻くすべての大人が緊密に連携し、総力を挙げて子どもたちの教育に関わっていくことが必要です。

さらに、人権尊重を基盤に一人ひとりの能力、適性に応じた教育活動を展開するとともに、幼稚園等と小学校の連携の推進や小中学校9年間を見通した系統的な教育を行う小中一貫教育の推進が求められています。

### 重点施策(1) ▶ **生きる力をはぐくむ教育活動の展開**

#### ■ 小中一貫教育の推進

#### 現状 及び 課題

現在、賀来小中学校及び10中学校区<sup>☆</sup>のモデル校における取組の成果や課題を踏まえ、市内全小中学校において学校、地域の実情に応じた小中一貫教育を推進しています。また、2017(平成29)年度には、本市初の義務教育学校である碩田学園が開校します。

これまでの取組を通して、児童生徒の学力の向上や自尊感情の高まりなどに加え、教職員間の協働意識の高まりや小中学校間の系統性を踏まえた授業力の向上など、多くの成果が見られています。

今後とも、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成し、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむ上から、義務教育9年間を見通した系統的な教育を推進することが求められます。

☆ 10 中学校区：碩田中学校区、鶴崎中学校区、吉野中学校区、竹中中学校区、植田東中学校区、大在中学校区、坂ノ市中学校区、神崎中学校区、佐賀関中学校区、野津原中学校区

#### 具体的施策①

**学校や地域の実情に応じた小中一貫教育を推進し、義務教育9年間を見通した系統的な教育の充実に努めます。**

主な取組	全体計画・年間指導計画に基づく義務教育9年間を見通した系統的な教育の充実		
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各中学校区における小中一貫教育の全体計画や年間指導計画に基づき、児童生徒の交流行事や教職員の合同研修会等、計画的な取組を推進します。</li> <li>○ 取組の成果や課題を踏まえ、ねらいや目指す子ども像、取組内容や推進方法、研究組織等について、評価や見直しを行い、指導計画等の改善に努めます。</li> </ul>		
指 標	基準値 (2015年度)	2019 年度	2024 年度
各中学校区における目指す子ども像等を位置付けた、小中一貫教育の全体計画・年間指導計画の作成・実施及び改善	作成・実施	実施・改善	実施・改善

## ■ 確かな学力の向上

現状  
及び  
課題

グローバル化や情報化、少子高齢化等、変化の激しい社会の中で生きていくためには、実社会や実生活の中で知識を活用し、自ら課題を発見しその解決に向けて主体的・協働的に取り組む力等が必要です。

各学校においては、家庭・地域との連携のもと、学習意欲を高め、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、思考力・判断力・表現力等をはぐくむ上から、教職員自らが指導方法を不断に見直し、改善していくことが求められます。

### 具体的施策①

**基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得、思考力・判断力・表現力等の育成及び学習意欲の向上のため、課題解決に向けた主体的・協働的な学びができるよう、指導方法の工夫・改善に努めます。**

主な取組	各学校における指導方法の工夫・改善			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国、県、市主催の学力調査等の実施を通して、児童生徒の学力や学習状況を継続的に把握・分析し、各学校における指導方法の工夫・改善に努めます。</li> <li>○ 管理職等による日常的な授業観察や互見授業、校内や中学校区における授業研究会等を通し、主体的・対話的で深い学びの実現（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）に努めます。</li> <li>○ 小学校6年生及び中学校3年生を対象とした「卒業レポートプロジェクト<sup>※6</sup>」の実施を通し、児童生徒の書く力の育成や総合的な学習の時間における探究的な学習の充実に努めます。</li> <li>○ 家庭との連携を図るなか、家庭学習の内容や時間等について、各学校で共通理解を図ることにより、各学年の発達の段階や児童生徒一人ひとりの実情に応じた家庭学習の充実に努めます。</li> </ul>			
	指 標	基準値 (2015年度)	2019年度	2024年度
	全国・県・市主催の学力調査における全国平均以上の教科の数の割合	78.9%	100%	100%

基本計画  
基本方針1



ペアでの話し合い活動



卒業レポート作成に係る指導リーフレット

※6 卒業レポートプロジェクト…児童生徒の社会への興味・関心を高めるとともに、説明、論述等の力を総合的に育成するため、小学校6年生及び中学校3年生の段階で、これまでの各教科等における学習内容や身近な社会事象等の中から追究課題を設定し、情報収集、調査、分析・考察等、探究的な学びの過程を通して「卒業レポート」にまとめる学習活動。

## ■ 豊かな心の育成と社会の変化への対応

### 現状 及び 課題

グローバル化や情報化、少子高齢化等、変化の激しい社会に柔軟に対応するためには、多様な価値観を認めつつ、他者と対話し協働しながら、主体的に判断し、適切に行動できる資質や能力を備えることが重要です。

各学校においては、家庭や地域との連携のもと、社会生活を送る上で必要な規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情や他者への思いやり、伝統や文化を尊重する態度など豊かな心をはぐくむ教育活動に、今後も引き続き取り組むことが求められます。

### 具体的施策① 道徳教育の充実に努めます。

主な取組	道徳科を要とした道徳教育の充実			
取組の概要	○ 児童生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるため、道徳科の授業公開や授業研究等を行い、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等、指導方法の工夫・改善に努めます。			
	指 標	基準値 (2015年度)	2019年度	2024年度
	「人の役に立つ人間になりたい」と思う小学校6年生、中学校3年生の児童生徒の割合	小学校 72.0% 中学校 75.3%	小学校 73.0% 中学校 76.5%	小学校 75.0% 中学校 78.0%

### 具体的施策② グローバル化に対応した国際理解教育の充実に努めます。

主な取組	外国語指導助手 (ALT) の活用等による国際理解教育の充実			
取組の概要	○ 我が国や郷土の歴史、伝統・文化についての理解を深め、これらに誇りと愛情を持つとともに、異文化を理解し尊重するなど、国際的視野に立って主体的に行動する資質や能力の育成を図るため、外国語指導助手 (ALT) を活用するなどし、国際理解教育の充実に努めます。			
	指 標	基準値 (2015年度)	2019年度	2024年度
	小学校及び中学校における外国語指導助手 (ALT) を活用した年間総授業時間数	8,569 時間	12,200 時間	13,500 時間



ALTを活用した授業

**具体的施策③ 環境教育の充実に努めます。**

主な取組	環境の保全やよりよい環境づくりのために主体的に行動する実践的な態度等をはぐくむ環境教育の充実			
取組の概要	○ 持続可能な社会の構築を目指し、環境美化活動や自然体験などを通して、環境問題や環境と人間との関わりについて理解を深め、環境の保全やより良い環境づくりのために主体的に行動する実践的な態度や資質・能力の育成を図る、環境教育の充実に努めます。			
	指 標	基準値 (2015年度)	2019年度	2024年度
環境教育に関わる体験活動を実施した学校の割合		小学校 92% 中学校 83%	小学校 96% 中学校 91%	小学校 100% 中学校 100%

**具体的施策④ 福祉の心をはぐくむ教育の充実に努めます。**

主な取組	社会に奉仕する精神、思いやりの心など、福祉の心をはぐくむ教育の充実			
取組の概要	○ 地域の実情に応じた福祉体験活動やボランティア活動などの体験活動を重視し、勤労の尊さや社会に奉仕する精神、思いやりの心を養うなど、福祉の心をはぐくむ教育の充実に努めます。			
	指 標	基準値 (2015年度)	2019年度	2024年度
ボランティア活動の実施校の割合		64%	80%	100%

◇ 関連施策 : p32 具体的施策③

**具体的施策⑤ 郷土の歴史・文化・伝統を大切にする教育の充実に努めます。**

主な取組	副読本等を活用した郷土の歴史学習の充実			
取組の概要	○ 小中学校において、大友宗麟副読本 <sup>※7</sup> 等を活用した郷土の歴史学習の充実に努め、児童生徒の興味・関心を高めるとともに、郷土愛の育成を図ります。 ○ 未来を担う子どもたちに、大友氏をはじめとする大分の歴史を学んでもらい、郷土への愛着と誇りを持ってもらうため、児童生徒を対象にした歴史検定を実施します。			
	指 標	基準値 (2015年度)	2019年度	2024年度
ジュニア歴史検定 <sup>※8</sup> に合格した児童生徒の数 (累積)		—	30人	60人



郷土の歴史について学習する子どもたち

※7 大友宗麟副読本…2013(平成25)年度より市内の小学6年生に配布し、社会科の授業等で活用している副読本。宗麟の人物像や功績をはじめ、アルメイダやザビエル、府内のまちの様子、西洋音楽や西洋美術の発祥に関する内容なども掲載している。

※8 ジュニア歴史検定…小中学校の児童生徒を対象とし、大友宗麟や大分の歴史に関する知識・理解の程度を問う検定。正答率9割以上の児童生徒を検定合格者として表彰する。

## ■ 健やかな体の育成と健康・安全教育の推進

現状  
及び  
課題

国や県主催の「体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を見ると、ここ数年本市の児童生徒の体力、運動能力は向上しています。しかしながら、運動に興味を持ち活発に運動する子どもとそうでない子どもに二極化する傾向が見受けられます。生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成するために、運動の楽しさや喜びを味わわせることが必要です。

また、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、朝食欠食、偏った栄養摂取など、子どもの食生活の乱れが指摘されているなか、国が実施する「学校保健統計調査結果」によると、「肥満傾向児」が本市の児童生徒にも見受けられます。肥満は、糖尿病や高脂血症などいわゆる生活習慣病を引き起こす大きな要因となっており、学校と家庭が連携し、児童生徒の望ましい食習慣や運動習慣を身につけさせることが必要です。

さらに、自然災害や不審者の侵入に対する対応など、学校安全を取り巻くさまざまな課題に対応できるよう、学校全体として取り組む体制を整備・充実させるとともに、地域の関係機関と連携を図る必要があります。

### 具体的施策① 体力の向上と健康の保持増進を図ります。

主な取組	体育・保健体育授業における指導の工夫・改善			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門的知識を持った運動指導者を小中学校へ派遣し、体育・保健体育の授業を充実させ、児童生徒の体力向上及び教職員の指導力の向上を図ります。</li> <li>○ 「体力・運動能力、運動習慣等調査」から、児童生徒の体力の状況や生活習慣等を分析し、学校の教育活動全体を通じた体育・健康に関する指導の一層の充実を図ります。</li> </ul>			
指 標	基準値 (2015年度)	2019 年度	2024 年度	
新体力テストにおける総合評価 <sup>☆</sup> が C 以上の児童生徒の割合	小学校 76.9% 中学校 81.8%	小学校 81% 中学校 84%	小学校 84% 中学校 87%	

☆ 総合評価：体力合計点の高いほうから A, B, C, D, E の 5 段階で評価したもの。(下表参照)

○ 新体力テストにおける総合評価基準

(総合評価の求め方) 8 種目のテスト項目の成績を年齢及び性別ごとに区分した種目別得点表に当てはめ、1 点から 10 点の 10 段階で点数化する。次にそれらの 8 項目の合計点を年齢別の総合評価基準表に当てはめ、A から E の 5 段階で総合評価するもの。

段階	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳
A	39 以上	47 以上	53 以上	59 以上	65 以上	71 以上	51 以上	57 以上	60 以上	61 以上
B	33～38	41～46	46～52	52～58	58～64	63～70	41～50	47～56	51～59	52～60
C	27～32	34～40	39～45	45～51	50～57	55～62	32～40	37～46	41～50	41～51
D	22～26	27～33	32～38	38～44	42～49	46～54	22～31	27～36	31～40	31～40
E	21 以下	26 以下	31 以下	37 以下	41 以下	45 以下	21 以下	26 以下	30 以下	30 以下



運動指導者の派遣による授業



### 具体的施策② 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の充実に努めます。

主な取組	薬物乱用防止教育の充実			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校の教育活動全体を通して、児童生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用の有害性・危険性についての理解を深めます。</li> <li>○ 児童生徒自ら、依存性薬物を使用するきっかけそのものを除いたり、きっかけとなる誘因を避けたり、あるいは拒絶したりすることができるよう「薬物乱用防止教室<sup>※9</sup>」を実施します。</li> <li>○ 「薬物乱用防止教室」を全小中学校で教育課程に位置付け、計画的に実施することで一層の充実に図ります。あわせて、市保健所、市薬剤師会、県福祉保健部薬務室、警察署など関係機関と積極的に連携を図ります。</li> </ul>			
	指 標	基準値 (2015年度)	2019年度	2024年度
	「薬物乱用防止教室」を実施した小中学校の割合	98%	100%	100%

### 具体的施策③ 性に関する指導の充実に努めます。

主な取組	全小中学校における性に関する指導の組織的・計画的な実施			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性に関する指導を、児童生徒の発達の段階に応じた年間指導計画のもと、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮し、家庭・地域との連携を図りながら組織的に取り組みます。</li> <li>○ 性に関する指導を全小中学校で体育科、保健体育科、特別活動などを中心に学校の教育活動全体を通じて計画的に実施します。</li> </ul>			
	指 標	基準値 (2015年度)	2019年度	2024年度
	—	—	—	—

### 具体的施策④ 歯と口の健康づくりに努めます。

主な取組	歯と口の健康づくりの推進			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもが将来にわたって健康的な歯と口腔を維持するために、歯科医、薬剤師、保護者と協力し、歯みがき指導・食の指導・フッ化物洗口<sup>※10</sup>を実施し、子どものむし歯保有数の減少を図ります。</li> </ul>			
	指 標	基準値 (2015年度)	2019年度	2024年度
	12歳のむし歯保有数 (1人当たり)	1.3本	1.1本	0.9本

※9 薬物乱用防止教室…学校において、薬物乱用の危険性を熟知している外部講師等の協力を得て、薬物に対する正しい知識や乱用の恐ろしさについて指導する教育活動。

※10 フッ化物洗口…フッ化物を水に溶かした洗口液で、週に1回、30秒から1分間、ブクブクうがいを行うこと。4歳から14歳の期間に継続的に実施することで、生涯にわたるむし歯予防の効果が認められる。

### 具体的施策⑤ 食に関する指導の充実に努めます。

主な取組	望ましい食習慣の形成			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全小中学校において、食に関する指導を計画的に実施するとともに、保護者に対し、給食試食会等の機会を通じて、朝食欠食等による心身への影響や食の重要性を周知するなど、学校と家庭の両面から取り組み、望ましい食習慣の形成を図ります。</li> </ul>			
	指 標	基準値 (2015年度)	2019年度	2024年度
	「体力・運動能力、運動習慣等調査」において「毎日朝食を食べる」と回答した児童生徒の割合☆	小学校 84.8% 中学校 85.3%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%

☆ 小学校については、4年生以上を対象

### 具体的施策⑥ 防災教育の推進に努めます。

主な取組	学校や地域の実情に応じた防災教育の推進			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭や地域等との密接な連携・協力を図るとともに、自然災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解させるなど、防災教育の充実に努めます。</li> <li>○ 学校や地域の実情に応じ、火災や地震、津波等の災害発生を想定した避難訓練等を通して、自らの危険を予測し、回避する能力等の育成に努めます。</li> <li>○ 防災士等を活用し、保護者を対象とした災害時における情報連絡体制や子どもの引き渡し方法についての説明会等を実施することにより、学校の安全管理体制への保護者の理解と協力が得られるよう努めます。</li> </ul>			
	指 標	基準値 (2015年度)	2019年度	2024年度
	災害時の子どもの引き渡し方法等、学校の安全管理体制への保護者の理解を図る説明会等の実施率	63.1%	100%	100%



避難訓練

### 具体的施策⑦ 防犯や交通安全教育の推進に努めます。

主な取組	子どもの安全見守りボランティアの拡充			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもの安全見守りボランティア等と連携して、児童生徒が犯罪被害や交通事故に遭わないよう、登下校時の見守り活動の強化を図ります。</li> </ul>			
	指 標	基準値 (2015年度)	2019年度	2024年度
	子どもの安全見守りボランティアの登録者数	31,074人	31,250人	31,500人

## 重点施策(2) 学校の創意工夫による教育の充実

現状  
及び  
課題

子どもたちの豊かな学びと育ちを創造するためには、学校が主体的に創意工夫した教育活動を展開することが重要です。

各学校においては、校長の示す学校教育目標の具現化に向け、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮した、特色ある教育課程を編成・実施しています。

今後も引き続き、家庭や地域との連携・協力の促進を図るなか、創意工夫した教育活動を展開するとともに、学校運営の組織的・継続的な改善に努め、地域に開かれた、信頼される学校づくりを一層推進する必要があります。

### 具体的施策①

各学校の実情に応じ、特色ある教育課程を編成、実施するとともに、改善に生かす評価に努めます。

主な取組	各学校における教育課程の評価・改善		
取組の概要	○ 各学校において、学校教育目標の達成や教育課題の解決に向け、自校の教育課程の編成、実施が適切であるかを評価し、その改善に努めます。		
指 標	基準値 (2015年度)	2019 年度	2024 年度
自校の教育課題解決のための教育課程の編成・実施	実施	改善・実施	改善・実施

### 具体的施策②

家庭や地域との連携・協力を密にしながら、地域の人材活用を図ります。

主な取組	地域人材を活用した各種教育活動の充実		
取組の概要	○ 家庭や地域社会との連携・協力を推進し、地域人材の一層の活用を図り、各教科や総合的な学習の時間などにおける教育活動の充実に努めます。		
指 標	基準値 (2015年度)	2019 年度	2024 年度
地域人材の活用延べ人数 (年間)	1,382 人	1,900 人	2,500 人

◇関連施策 : p31 具体的施策①



地域人材を活用した教育活動

**具体的施策③** 地域に開かれた学校づくり、信頼される学校づくりに努めます。

主な取組	「大分市の学校評価システム <sup>※11</sup> 」に基づく学校評価の充実			
取組の概要	○ 学校運営の組織的・継続的な改善を目指し、「大分市の学校評価システム」に基づき、学校関係者評価 <sup>※12</sup> 等を活用し、PDCAサイクルが適切に機能した学校評価の充実に努めます。			
	指 標	基準値 (2015年度)	2019年度	2024年度
	学校関係者評価の結果を公表する学校の割合	小学校 95% 中学校 93%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%

※11 大分市の学校評価システム…地域に開かれ信頼される学校づくりを推進するため、学校の教育活動や学校運営の状況について PDCA サイクル（計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action））を活用し、学校の組織的・継続的な改善を図るもの。

※12 学校関係者評価…学校評価の実施手法の一つの形態であり、保護者や地域住民等の学校関係者が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うもの。

## 重点施策(3) 個に応じた教育活動の充実

現状  
及び  
課題

変化の激しい社会を生き抜く人材を育成していくためには、教師自身が時代や社会・環境の変化を的確につかみ取り、その時代の状況に応じた適切な学びを提供していくことが重要です。

本市においては、児童生徒一人ひとりの確かな学力の定着・向上を図る上から、引き続き、習熟度別指導や少人数指導等、個に応じた指導の充実を図る必要があります。

また、小中学校の不登校児童生徒数は比較的多い状況が続いていることから、不登校出現率の低減に向けた未然防止策の充実を図る必要があります。

さらに、障がいのある児童生徒に対して、早期からの相談支援体制を充実させるとともに、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と支援や合理的配慮の提供が求められています。

今後とも引き続き、児童生徒の発達の段階に応じた指導方法や指導体制の工夫・改善を図るとともに、興味・関心を生かし、創造的・主体的に対応していく力をはぐくむなど、児童生徒一人ひとりのよさや可能性を生かす教育を充実する必要があります。

### 具体的施策① 一人ひとりを尊重し、それぞれのよさを生かす教育を重視した多様な教育方法の創造に努めます。

<b>主な取組</b>	個に応じた指導の充実		
<b>取組の概要</b>	○ 学校の実情や児童生徒一人ひとりの学習の実態に応じ、習熟度別指導や少人数指導、個別指導等を柔軟に取り入れるなど、個に応じた指導の充実に努めます。		
<b>指 標</b>	<b>基準値 (2015年度)</b>	<b>2019 年度</b>	<b>2024 年度</b>
「国語、算数・数学の授業の内容がよく分かる」と思う小学校6年生、中学校3年生の児童生徒の割合 <sup>☆</sup>	小学校 79.8% 中学校 67%	小学校 82% 中学校 70%	小学校 85% 中学校 75%

☆児童生徒の割合…「どちらかといえば当てはまる」を含む。  
(数値は、教科別の割合を平均化したもの)

### 具体的施策② 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に努めます。

<b>主な取組</b>	教職員の特別支援教育に関する専門性の向上		
<b>取組の概要</b>	○ 特別な支援が必要なすべての子どもについて理解を深める教育を推進するとともに、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援の充実のため研修を実施し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に努めます。		
<b>指 標</b>	<b>基準値 (2015年度)</b>	<b>2019 年度</b>	<b>2024 年度</b>
特別支援教育に関する教職員研修の受講率 <sup>☆</sup>	85.5%	100%	100%

☆受講率…全教職員に占める受講者の割合。  
〔2016(H28)年度～2019年度：全員1回以上受講、2020年度～2024年度：全員2回以上受講〕

**具体的施策③** 子ども理解に努め、教育相談を充実し、いじめ・不登校等の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

主な取組	教育相談体制の充実			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各学校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門性の高い相談員が、いじめや不登校等についての児童生徒や保護者からの相談に適切に対応するため、相談体制の充実を図ります。</li> <li>○ 教育支援教室「フレンドリールーム」において、不登校児童生徒を対象に、体験活動や学習指導等を通して指導・支援の充実を図るとともに、学校復帰と社会的自立を目指します。</li> </ul>			
	指 標	基準値 (2015年度)	2019 年度	2024 年度
	・小中学校におけるいじめの解消率 ・不登校（30日以上欠席）児童生徒の出現率	68.8% 1.57%	増加 減少	増加 減少



フレンドリールームの体験活動

**具体的施策④** 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、キャリア教育の推進に努めます。

主な取組	地域や学校の実態に即した組織的・系統的なキャリア教育の推進			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域社会との連携・協力を推進し、望ましい職業観・勤労観を育てる職場見学・職場体験学習等の啓発的経験の場を充実するとともに、キャリア教育コーディネーター等を活用し、職業講話を実施するなど、体験活動の効果をより引き出す事前・事後指導の工夫・改善を図ることにより、地域や学校の実態に即した組織的・系統的なキャリア教育の推進に努めます。</li> </ul>			
	指 標	基準値 (2015年度)	2019 年度	2024 年度
	中学校における、キャリア教育コーディネーター等を活用した職業講話の実施率	89%	100%	100%

具体的施策⑤ ICT<sup>※13</sup>の効果的な活用を促し、情報教育の推進に努めます。

主な取組	教職員研修及び校内研修の充実			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教員のICT活用指導力向上及びコンピュータなどの基本的な操作や情報モラル等子どもたちの情報活用能力の育成のため、情報教育に関する研修等の充実を図るとともに、各学校におけるICT活用推進の中核となる情報教育推進担当者を養成する研修を継続して実施します。</li> <li>○ ICTを活用した授業等をすべての教員が自立して行えるよう、各学校が実施するICT活用に係る校内研修に指導者を派遣し、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、校内研修の充実を図ります。</li> </ul>			
	指 標	基準値 (2015年度)	2019年度	2024年度
	授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合	61.7%	95%	100%



ICT支援員による校内研修

※13 ICT…「Information and Communication Technology」の略。情報通信技術（情報・通信に関する技術一般の総称）。

## 重点施策(4) 幼児教育の充実

現状  
及び  
課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、本市においても、幼児の主体的な活動を促す環境の構成や援助を工夫し、生きる力の基礎をはぐくむ保育の充実に努めています。

今後も、幼児を取り巻く教育環境の変化や保護者のニーズを踏まえ、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を見通しながら小学校教育への円滑な接続を図るとともに、子育て支援に関して、利用者が求める分かりやすい情報を提供するなど、地域の幼児教育のセンター的機能を一層充実することが求められます。

### 具体的施策① 幼児の自発的な活動としての遊びを通して、主体的な学びを促し、生きる力の基礎をはぐくみます。

主な取組	教育・保育の質の向上		
取組の概要	○ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿やその育成に向けた取組の基本となる「幼児教育・保育の手引き」を次期幼稚園教育要領等を踏まえて策定し、各幼児教育施設に活用を促すなど、幼児の生きる力の基礎をはぐくむため、教育・保育の質の向上に努めます。		
指 標	基準値 (2015年度)	2019 年度	2024 年度
「資質及び専門性の向上が図られている」と回答した幼児教育施設の割合	68%	85%	100%

### 具体的施策② 小学校教育への円滑な接続を図るため、幼保小の連携を推進します。

主な取組	幼保小連携の推進		
取組の概要	○ 幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、幼児と児童の交流活動の推進、教員や保育士等との交流と合同研修の推進など、発達や学びの連続性を踏まえた幼保小連携を推進します。		
指 標	基準値 (2015年度)	2019 年度	2024 年度
「幼保小連携が図られている」と回答した小学校及び幼児教育施設の割合	58%	75%	100%



校区ごとに開催している幼保小連携推進協議会



**具体的施策③** 預かり保育や子育て相談など、地域における子育て支援の充実に努めます。

主な取組	子育て支援事業の実施			
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼稚園等の預かり保育の実施や預かり保育利用者に対する支援等、園の実情に応じた預かり保育の充実に努めます。</li> <li>○ 幼児やその保護者が気軽に遊びふれあう場として施設の開放に努めるとともに、地域の関係団体や専門家等との連携を図りながら子育てに関する相談や講座・講演会を開催するなど、地域の幼児やその保護者を対象とした子育て支援活動の充実に努めます。</li> </ul>			
	指 標	基準値 (2015年度)	2019年度	2024年度
	市立幼稚園における地域人材等を活用した子育て相談・講演等を実施した園の割合	36%	60%	100%



地域人材による読み聞かせ